新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(三)「43」）	46	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十四)「10」）	47	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十四)「43の計」）	48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」）	49	△	△		

の記載要領第七号の改正規定及び同号を同第八号とする改正規定を削る。

第一条中法人税法施行規則別表四の二付表の記載要領第七号の改正規定を削る。

第一条のうち法人税法施行規則別表五㈠の記載要領第二号を削り、同第三号を改め、同号を同第二号とし、同表の記載要領に二号を加える改正規定中「削り、同第三号中「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定による特別法人事業税の額又は」を削り、同号を同第二号とし、同表の記載要領に次の二号を加える」を「次のように改める」に改め、同第三号を同第二号とし、同号の次に次のように加える。

別表五㈠の記載要領に次の一号を加える。

第一条のうち法人税法施行規則別表五㈠の記載要領第二号を削り、同第三号を改め、同号を同第二号とし、同表の記載要領に二号を加える改正規定中同第四号を同第三号とする。

第一条のうち法人税法施行規則別表五の二㈠付表の記載要領第五号の改正規定中「記載要領第五号」を「記載要領第四号」に改める。

第一条のうち法人税法施行規則別表六㈠の表の改正規定のうち同表の表中

当期の法人税額（別表一「4」－別表六(五の二)「5の③」－別表十七(三の十二)「1」）（マイナスの場合は0）	当期の法人税額（別表一「4」－別表六(五の二)「5の③」－別表十七(三の六)「1」）（マイナスの場合は0）

を　に改める。

第一条のうち法人税法施行規則別表六㈠付表四の次に二表を加える改正規定のうち別表六㈠付表五の表中

当期の法人税額（別表一「4」－別表六(五の二)「5の③」－別表十七(三の十二)「1」）（マイナスの場合は0）	当期の法人（別表一「4」－別表六(五の二)「5の③」－別表十七(三の六)「1」）（マイナスの場合は0）

を

税額
5の③」－別表
）

に改める。

第一条中法人税法施行規則別表六㈣の記載要領の改正規定を次のように改める。

別表六㈣の記載要領第一号中「、第81条の15第１項から第３項まで（連結事業年度における外国税額の控除）若しくは」を「の規定、同条第17項若しくは第18項（これらの規定を同条第21項及び第22項において準用する場合を含む。）の規定若しくは法」に改め「控除）の規定」の次に「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。⑷において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（次号⑵において「令和２年旧法」という。）第81条の15第１項から第３項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定」を加え、同号⑵中「、第155条の27第５項各号（第２号を除く。）若しくは第６項第５号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）又は第195条第５項各号」を「若しくは第195条第５項各号又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（⑶及び⑷において「令和２年旧令」という。）第155条の27第５項各号（第２号を除く。）若しくは第６項第５号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）」に改め、同号⑶中「又は」の次に「令和２年旧令」を加え、同号⑷中「第８項若しくは第10項（内国法人）を「第７項若しくは第９項（内国法人）に「第66条の９の４第１項、第３項、第７項若しくは第９項」を「第66条の９の４第１項、第３項、第６項若しくは第８項」に「同法」を「令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に「令第155条の27第６項各号」を「令和２年旧令第155条の27第６項各号」に改め、同第二号⑵中「法第81条の15第１項」を「令和２年旧法第81条の15第１項」に改め、同号⑵ロ中「(法」を「(令和２年旧法」に改める。